

第43回ドイツ法史家大会（チューリヒ）参加記

勝又崇

第43回ドイツ法史家大会は、2022年8月8日（月）から12日（金）にかけて、スイスのチューリヒ大学にて開催された。テーマは「法の妥当の諸形態（Geltungsformen des Rechts）」と設定され、配布された名簿によると、参加者は170名ほどだった。今回の大会は本来2020年に予定されていたが、新型コロナウイルスの流行の影響により、その年には若手フォーラムのみがウェビナー形式で開催されることとなった<sup>1</sup>。隔年の学会なので、実地での開催は4年ぶりということになり、出席者たちは久しぶりの再会を喜んでいただろう。筆者は、滞在中のハンブルクからおよそ11時間の鉄道の旅を経て出席した。不慣れな点も多かったが、文字の上でしか知らない研究者たちが一堂に会しているのを目の当たりにするだけでも壮観だった。今回、恐縮ながら学会参加記を寄稿する機会を頂いたので、以下では、個人の視点から特徴的に思えた点を記したい。学会報告のリストは学会のウェブページに掲載されているので、そちらもご参照いただきたい<sup>2</sup>。

まずは、初めて国際学会に参加して目に留まった点を注記しておきたい。既に何度も参加されている先生方には当然のことばかりとなるかと思うが、今後参加を検討する方々の参考になれば幸いである。いかにも欧米の学会という感じを受けたのは、昼食以外にも一、

---

<sup>1</sup> その模様は、本誌第2号において川島翔氏によって紹介されている。

<sup>2</sup> <http://www.rechtshistorikertag.de/43-rechtshistorikertag-in-zuerich-2022/>

二時間ごとにコーヒーブレイクの時間が設けられ、菓子と飲料が供されていた点で、時間になる度に出席者たちがテラスに移動し、短い立食パーティのような雰囲気の下で歓談していた。こういった時間がなければ他の参加者と知己を得る機会はなかなか得られなかったのでありがたかったのだが、頻度の多さには驚いた。加えて、オルガン・コンサートにエクスカージョンと学会外の楽しみがセッティングされているのも物珍しく映った。エクスカージョンでは、ザンクト・ガレンとヴィンドニッサ (Vindonissa、古代ローマの軍団の宿営地の遺跡がある) のどちらかを選ぶことができ、後者にした。博物館でひととおり出土品を見学した後、Legionärspfad というローマの軍団の生活を体験するテーマパークで、トガの上に「武装」をして炎天下の中「練兵」を受け、今思えば愉快的思い出となった。

次に、初参加ながら、特に今回のドイツ法史家大会の特徴と思われた点を挙げることにしたい。

一点目は、オンラインのビデオ通話での報告がいくつかあった点だ。新型コロナウイルスの流行に伴って人の移動が難しくなった2020年以降、様々な場面でオンラインでのビデオ通話が利用される機会が増えたが、対面での開催となった今回もこの形での報告が行われることが何度かあった。また反対に、ビデオ通話での出席者のために、チューリヒで行われている報告も随時中継されていたようだ。これらは技術的に負担が大きいためか、常に専任のスタッフたちが控えて対応していた。ただ、2日目のパネル・ディスカッション「法史家大会の将来」では、4年間を経ての現地開催となった感慨もあり、あくまで対面で学会を開催することの意義を強調する意見が喝采を浴びていた。

二点目は、ドイツ国外のみならずドイツ語圏外からの参加者による報告も多数見られた点だ。それに伴って、英語による報告が多くなっていった<sup>3</sup>。これは主催者自身の意志によるものと考えられる。というのは実のところ、今回の大会ではタイトルから「ドイツ」の語が消え、単に「法史家大会」という名称となっていたからだ（上では便宜上「ドイツ法史家大会」と表記したが）。これについても上述のパネル・ディスカッションで議論の俎上に上がっており、法史学の学界が英語を軸にして国際化する中で、本学会の存在感をどのように高めるかという文脈で、好意的に言及される一方、憂慮する声も聞かれた。次回のフランクフルト大会以降も引き続き、学会の方向性が問われることになるのかもしれない。

三点目は、報告の分野の比重の特徴だ。二点目にも関連するが、チューリヒで開催されたことにもよるのか、地理的にドイツのみを対象とする報告は、特に中世に関しては少なかった。それに代わって、カノン法、註解学派の刑法理論、中世の国際法、オランダの学識法、19世紀プロイセンとイングランドの比較というように、地理的に見ても幅広い対象が扱われていた。また古代に関しては、ローマ法はもちろんのこと、それ以外の対象についても、前5世紀ギリシャ、タルムード、ローマ支配以前のエジプトというような、多様な関心が見られた。

以下では、筆者が個人的に関心を持った報告を3つ取り上げて、それぞれの概要を記すことにしたい。

---

<sup>3</sup> この点に関連して、上記の本大会アーカイブのウェブページより、Peter Oestmann による 2022 年 8 月 24 日付フランクフルター・アルゲマイネ紙への寄稿を読むことができる。

Hans-Peter Haferkamp, Entspricht das jetzt dem Volksgeist? Geltungsfragen im «Heutigen Römischen Recht»<sup>4</sup>

19世紀ドイツの歴史法学派による「民族精神 (Volksgeist)」論の語られ方をテーマとしている。視野をサヴィニーに限定せず、報告者の近年の研究での理解に従って歴史法学派に属するとされた学者たち、特に Puchta および Bethmann-Hollweg の記述をも史料としている点に特徴がある。焦点となるのは、裁判官教育の文脈での記述だ。理想の裁判官は、個々の法文や裁判所の慣行 (usus fori) に盲従するのではなく、自身の心の内の「神」の声に従って、Volk に歩み寄った判決を下すものであると特徴づけられたという。これは、歴史法学派のロマニステンによる Volk (ここでは司法の利用者を指していることから、民族というよりも民衆というニュアンスの比重が大きいように思われる) への言及が、事例ごとの柔軟な解決を志向する裁判官の育成を促す目的でなされていたことを示唆しており、興味深い。ただ、こうした記述のどこまでがレトリックで、どこまでが実質的な議論なのかは、別個に検討されねばならない課題であるように思われる。また 2022 年には、グリムを軸として、主にゲルマニステンにおける「民族精神」論を研究した、報告者の指導下の博士論文が出版されており<sup>5</sup>、ロマニステンとゲルマニステンの比較は、互いの共通点と相違点を浮き彫りにするかもしれない。

---

<sup>4</sup> 報告者による主な関連著作として、Die Historische Rechtsschule (Studien zur europäischen Rechtsgeschichte, 310), Frankfurt a.M. 2018; Die Funktion des ›Volksgeistes‹ im Rechtsdenken der Historischen Rechtsschule, in: Antje Arnold / Walter Pape (Hg.): Romantik und Recht, Berlin 2018, S. 3–14 がある。

<sup>5</sup> Karin Raude: Der Volksgeist bei Jacob Grimm (Studien zur europäischen Rechtsgeschichte, 331), Frankfurt a.M. 2022.

Eva Schumann, *Lex scripta und Rechtspraxis im Frühmittelalter*<sup>6</sup>

部族法典を対象として、主に口頭で法実務が行われている文化において、法が文書として記録されることがどのような影響を及ぼすかを検討する。法が文書化されることで、既存の法実務の一定の変更と固定化がもたらされるだけでなく、ある程度の秩序立て、複数の法文書の合本（Sammelhandschrift）の作成、欄外への註釈の書き込みといった作業も行われやすくなる。また、異なる地域や時代での受容も起きやすくなるという。報告者は、9世紀に Lupus von Ferrières が編纂した Liber Legum（カピトゥラリア、いくつかの部族法典および西ゴート・ローマ法典が含まれる合本）が1000年頃にもなお複製されていたという例を挙げる。また、文書という媒体を通して俗語が伝わった例のごく一つの例として、バイエルン部族法典の *leitihunt* という語が（部族法典は基本的にラテン語で著されているが、俗語の表現が付記されることがある）、*leit hvnt* としてシュヴァーベンシュピーゲルに受容されていたという現象を挙げていた。報告者の含意は、複数の史料に共通して表れる法の特徴は、ゲルマン人としての継続性にその理由を求めるべきではなく、むしろ法が記録されることで他の地域・時代に移転・伝達されるというプ

---

<sup>6</sup> 報告者による主な関連著作として、Zur Rezeption frühmittelalterlichen Rechts im Spätmittelalter, in: Bernd-Rüdiger Kern / Elmar Wadle / Klaus-Peter Schröder / Christian Katzenmeier (Hg.): *Humaniora. Medizin - Recht - Geschichte* (Festschrift für Adolf Laufs zum 70. Geburtstag), Heidelberg 2006, S. 337-386; Die Leges aus rechtshistorischer Sicht, in: Sebastian Brather (Hg.): *Recht und Kultur im frühmittelalterlichen Alemannien. Rechtsgeschichte, Archäologie und Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts* (Ergänzungsbände zum Reallexikon der germanistischen Altertumskunde, 102), Berlin 2017, S. 89-138 がある。

ロセスを重視すべきである、という点にあるように思われる。報告の中では研究に利用できるデジタル・リソース等の情報も示され、参考になるところが多かった。また、中世盛期に部族法典が具体的にどのような用途で必要とされていたのか、さらに詳しい説明が必要であるように思われた。

#### Doris Forster, *Konfliktlösung im talmudischen Recht*<sup>7</sup>

ユダヤ教の聖典タルムードを構成する文書群を史料として、ユダヤ法がローマ帝国の支配にどのように刻印されたかを検討する。事例としては、まず、タルムード法における突き癖のある (mu'ad; verwarnt) 牛とそうでない (tam; nicht-stößig) 牛の区別が、D. 9,1,1,4 における角で突く癖のある牛 (bos cornu petere solitus) に関する規定と類似している点が挙げられた。この区別は、非ユダヤ人の牛がユダヤ人の牛を、また非ユダヤ人の牛が非ユダヤ人の牛を突いたとしても考慮されないという文脈で言及されているものである。次に、次のようなエピソードが挙げられた。すなわち、当局がトーラーの良い点を学んでくるようにと、2人の役人を Rabban Gam(a)lielのもとに派遣した。彼らは学んだ後、素晴らしい教えだと称えつつ、例外を挙げるのだが、その一つに、イスラエル人の牛が非ユダヤ人の牛を突いてもそのイスラエル人は責任を負うことはないという点があった。もっとも彼らは、これらのよろしくない点について当局に伝えることはないと言った、というエピソードである。筆者の聞

---

<sup>7</sup> 報告者による主な関連著作として、Ona'ah und laesio enormis. Preisgrenzen im talmudischen und römischen Kaufrecht (Münchener Beiträge zur Papyrusforschung und Antiken Rechtsgeschichte, 116), München 2018 がある。

き取りが追い付いていないところがあるのだが、正しく理解していれば、報告者はこれらを含むいくつかの法文を挙げた上で、タルムード法からは、ローマ帝国に対する自己主張と無意識の順応の両方が見て取れると結論していた。筆者がヘブライ語を理解できないことは言うまでもなく、読解に関する検証はできないのだが、史料および手法が大変刺激的だった。ただ、タルムードを構成する文書群の成立は数世紀間にまたがっているということで、それぞれの時代にユダヤ人が置かれていた状況に関してより具体的な説明が必要であるように思われた。

上述のように、このような、場所や時代がよく表れた特色ある大会に参加できたことは幸運だった。この雑感が、今後参加を検討する方々に何らか裨益するところがあれば幸いである。